

告 訴 状

大阪府警察本部（不正競争防止法担当者） 殿

平成29年6月15日

第1、告訴人 株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子

住所 〒856-0032

長崎県大村市東大村 2丁目1085

電話 0957-52-1600

上記会社 相談役 三井 環

(市民連帯の会代表・元大阪高検公安部長)

携帯電話 080-3772-0932

FAX 03-3783-1148

何かありましたら、三井環が本件告訴状を統括しております
ので、三井環の方に、連絡方、お願い申し上げます。

第2、被告訴人

①株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和

住所 大阪府高槻市登町5番A36-107

②学校法人近畿大学水産研究所

所長 宮下盛

住所 和歌山県西牟婁郡白浜町古賀浦

第3、告訴事実

被告訴人株式会社庚辰（こうしん） 代表取締役 西谷泰和 と、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛（教授）は、共謀の上、平成24年3月13日頃、告訴人株式会社トーワは、和歌山県西牟婁郡白浜町古賀浦 近畿大学水産研究所 被告訴人 宮下盛宛に、営業秘密を郵送し、平成24年3月21日頃、和歌山県西牟婁郡白浜町古賀浦 被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 において、開催された会議において、告訴人会社が保有する営業秘密を、被告訴人両名は、示されたものであって、その営業秘密の管理にかかる任務に背いて、営業秘密、記録媒体等の記載もしくは記録について、または営業秘密が化体された物件について、その複製を手渡された営業秘密を、被告訴人両名は、日清丸紅飼料株式会社から、多額の報酬を得る目的で、または、その保有者 株式会社トーワに多額の損害を加える目的で、その営業秘密の管理

にかかわる任務に背き、日清丸紅飼料株式会社に対し使用し、または開示し、日清丸紅飼料株式会社において、これを製品化したものである。

第4、罪名および罰条

不正競争防止法第21条4号（10年以下の懲役、もしくは2,000万円以下の罰金、またはこれを併科）

両罰規定、不正競争防止法第22条1号（10億円以下の罰金）

第5、告訴の経過等

①、不正競争防止法は、第2条において（不正競争を1号から16号まで、類型化し、第21条1号ないし9号まで罰則を定め、そのうち本件は、4号に該当する犯罪である。

②、株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子は、世界でも生菌製剤飼料並びに添加剤の研究・開発・製造・販売において、唯一の先駆者であった。生菌製剤（プロバイオティクス）研究開発年表 資料①添付参照。

生菌製剤資料ならび添加剤については、著作権（日・米・中・露）特許権（日・韓）商標権（日）等の登録並びに権利の取

得を行った。

平成 10 年 8 月、国の定めた中小企業創造活動促進法において長崎県知事より生菌製剤飼料添加剤開発の認定を受けた。

平成 17 年、中小企業の新たな事業活動に関する法律へ統合された。

(当時の認定条件) →法律の認定規準、中心となすものは著しい新規性を有する技術であること、技術革新イノベーションを法律的に定義したものでありいわば「技術革新規準」といえるのもであった。

- ③、株式会社トーワは、平成 7 年 4 月に社団法人 中小企業研究振興協会北海道支部の技術検討委員 薬学博士平野実を、同年 6 月近大教授・鹿児島大名誉教授 水産学博士平田八郎を顧問として向え、生菌製剤飼料ならびに添加剤の実用化に向けて、両名教授の指導のもと、実証実験を繰り返しながら、データを収集し、「養殖魚が健康で味も良く、臭いもしない、天然物に勝るとも劣らない」生菌飼料並びに添加剤の開発に着手した。

平成 10 年 7 月には農水省より微生物発酵飼料の製造・販売の認証も受け、この当時の認定された生菌は 3 種類であり、現在は 11 種類迄安全が確認され、使用が認められている。

株式会社トーワは、生菌製剤飼料並びに添加剤の開発・製造・

販売を継続し、現在は牛・豚・鶏・魚(海水・淡水用)と幅広く研究・開発し実用化し販売もしている。

平成 26 年 10 月には、国（特許庁）の支援事業として鶏・腸管改善飼料添加剤及び飼料として PCT にて国際出願・特許出願中でもある。開発費用として、約 5 円億円を費やした。

- ④、平成 16 年初頭、大阪の知人 石田よし子から伊丹市議の鈴木邦重の紹介を受け、同市議の紹介により平成 16 年春頃、被告訴人株式会社庚辰の代表取締役 西谷泰和と、株式会社トーワ代表取締役 森永ノリ子は、大阪梅田の新東急ホテル内の喫茶店で会った。

被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和は、「株式会社トーワの製品を近大に使って貰いたいなら、被告訴人株式会社庚辰が被告訴人学校法人近畿大学水産研究所に取引口座を持っているので、会ってみてはどうか」とのことであった。

その後、被告訴人 株式会社庚辰の代表取締役 西谷泰和と被告訴人株式会社トーワの代表取締役 森永ノリ子は、大阪で何度か面談をした。

被告訴人西谷泰和代表取締役は、日経スペシャル「ガイアの

夜明け」(テレビ東京、東京7チャンネル)で、放映され、被告
訴人学校法人近畿大学水産研究所の宮下盛所長が、一躍、有名に
なったことについて、告訴人株式会社トーワ代表取締役 森永ノ
リ子に、特に強調して説明した。

平成24年1月頃、被告訴人株式会社庚辰は、告訴人株式会社
トーワの依頼を受けて、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所へ、
株式会社トーワの生菌製剤飼料並びに添加剤の販売営業に着手
した。

告訴人株式会社トーワ開発の「エコマリン・TOPBIO」の商品
のパンフレット等を、被告訴人株式会社庚辰の求めに応じ、告
訴人株式会社トーワ代表取締役森永ノリ子は、被告訴人株式会
社庚辰へ資料を提供した。

被告訴人株式会社庚辰の代表取締役 西谷泰和は「被告訴人
学校法人近畿大学水産研究所宮下盛所長が興味を持っている。
宮下盛所長がOKを出せば、販売は、間違いなく決まるので、
出来るだけ詳細な生データ・資料とともに、添加剤のサンプル
5部(約500グラム)、5人分を被告訴人学校法人近畿大学水産
研究所の宮下盛所長に直接、送付するように」とのことであった。

その後、告訴人株式会社 トーワ代表取締役 森永ノリ子は、平成 24 年 3 月 13 日 和歌山県西牟婁郡白浜町古賀浦 近畿大学水産研究所 被告発人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛へ郵送した(第 8、参考資料④参照)。

これは、不正競争防止法にいう、「営業秘密」である。

- ⑤、平成 24 年 3 月 21 日、告訴人株式会社トーワ代表取締役 森永ノリ子と、同社顧問 平野実(薬学博士 微生物の権威者) 2 名は、和歌山県西牟婁郡白浜町古賀浦 被告告訴人学校法人近畿大学水産研究所を訪問した。

近畿大学水産研究所の正面玄関の左側、船着き場、物置小屋に、日清丸紅飼料株式会社製造の資料が多く積まれていた。それをみて、告訴人株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子は、被告告訴人学校法人近畿大学水産研究所は、日清丸紅飼料株式会社と取引があるのかと思った。

平野実から技術的説明を聞きたいと、被告告訴人学校法人近畿大学水産研究所 宮下盛から、被告告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和へ連絡があったので、平野実は参加することになった。

当日の出席者は、下記のとおりである。

被告訴人学校法人近畿大学水産研究所所長 宮下盛、同大学
水産養殖種菌センター白浜事業場長 耶須敏朗、同大学 水産養
殖種菌センター白浜事業場長補佐・技術係長 向井良夫、同大学
執行役員 浦川敬一 被告訴人株式会社庚辰代表取締役 西谷泰
和、同社 営業部長 宮地幸克、同社 営業課長 宮地祥太、
の9名が出席した。

会議内容は、平野実薬学博士が生菌製剤の効果・効能（生菌製
剤とは、腸内細菌の善玉菌・悪玉菌のバランスを整えることによ
って、肝機能を強化し、免疫力が高まることで、自然治癒が高ま
る）。

生菌製剤の微生物で発酵する時に微生物が出す酵素によって、
低分子化され、餌が吸収されるので、餌の臭いが魚に残らず、臭
いがなく、美味しい天然魚に限りなく近い養殖魚が出来る。

腸内細菌の善玉菌・悪玉菌の関係については、特に当社の生菌
製剤は、原料選定を重視している。魚は、人間と同じ、五臓六腑
があるので、人間と同じと考えて、生菌製剤の原料も薬剤の検知
から厳選していると、説明した。

その後、被告訴人 学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮

下盛らの関係出席者からの質疑応答があった。

その中で、被告訴人 宮下盛所長から添加剤は、マグロ、ハマチに対して、何%で良いのかと質問があり、告訴人株式会社トーワ代表取締役 森永ノリ子は、「1～2%が妥当です」と話した。

これは、薬学博士平野実、水産学博士平田八郎の両名が試行錯誤しながら、実証実験をした結果のデータが、「1～2%」であった。不正競争防止法がいう、これが「営業秘密」である。

被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛は、全魚種、全イケスに、株式会社トーワの生菌製剤を使用する。

まず試験投与を行うと公言し、断言された。

最初の対象魚は、ハマチに生菌製剤の実証実験を行うことが決定された。

被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛が、担当は、向井良夫技術係長にするように指示した。

その会議では、郵送した資料と同じものを、出席者全員に第8、の参考資料、⑤の営業秘密資料、サンプル（500グラム）を含む資料を手渡した（第8、参考資料⑤参照）。

いずれも告訴人株式会社トーワの「営業秘密」である。

このようにして、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛に対して、不正競争防止法にいう「営業秘密」を示したのである。

告訴人株式会社トーワの不正競争防止法にいう「営業秘密」を上記会議で示し、すべての告訴人株式会社トーワの「営業秘密」を被告訴人 学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛に示し、これらの「営業秘密」を被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛らは持ち帰った。

ところがその後、告訴人株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子は、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和に、どのようなになったのか、催促するも、要領を得なかった。仕方なく、被告訴人 学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛から、会議当時、連絡先として指示があった、同大学 水産養殖種菌センター白浜事業場長補佐・技術係長 向井良夫に、平成24年（会議の1週間後）に連絡した。その時の回答は「稚魚の販売時期で忙しいので待ってください」とのことであった。

その後、向井良夫に平成24年5月10日、同年同月30日、

同年6月20日、同年6月28日、同年7月14日、同年8月6日、同年9月15日に連絡をした。

向井良夫とのやり取りを、添付資料②として添付する。

すなわち、同年9月15日には、告訴人株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子が向井良夫に対し、「本当に、実験出来るのでしょうか」と言うと、向井良夫は、「そんなに僕に言われてもわかりませんよ。とにかく無理ですよ」との返答で、すごく迷惑そうな口調での会話であった。

その後は、告訴人株式会社トーワは、向井良夫に対して、一切、連絡することはなかった。また、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和にも、何度か、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛にも、どうなっているか、聞いてほしいと、お願いしたが、一度も、その件については、連絡がなかった。

学校法人近畿大学水産研究所および日清丸紅飼料株式会社の研究チームは、株式会社トーワが資料とサンプル（約500グラム）を郵送したり、会議で手渡したそのサンプルの分解分析を行い、製造原料など詳細に調査した結果、株式会社トーワの技術、生菌製剤飼料添加剤の技術を盗みとられ、その技術を用いて、養殖イ

ケースで、養殖魚に対して、実証試験を、平成24年3月末頃から、同年9月頃までの約6か月間の期間実施し、その結果、生菌製剤の効果、効能が確認出来たため、株式会社トーワが不要となり、切り捨てられたものと思われる。

株式会社トーワが、長年にかけて、研究開発を行った生菌製剤を盗み取るなど、絶対に許すことが出来ない。

告訴人株式会社トーワの社員と関係者たちは、「技術のすべてを盗まれた」として、怒りが爆発した。

また、技術資料、機密資料、サンプルの「営業秘密」の返還要請にも、被告訴人株式会社庚辰と被告訴人学校法人近畿大学水産研究所は、全く応じなかった。

このようにして、告訴人株式会社トーワの営業秘密を郵送したり、会議で資料等を手渡し、告訴人株式会社トーワの営業秘密のすべてを示した。まさか、「ガイヤの夜明け」で一躍有名になった宮下盛所長らが、告訴人株式会社トーワの営業秘密を盗まれようとは、夢にも思っていなかった。

⑥、ところが、平成24年12月8日、市民公開講座が実施され、

被告訴人 学校法人近畿大学水産研究所の所長 宮下盛が、「黒マグ

口の完全養殖を達成した経緯について」、参加者約300名を前に講演をした際に、告訴人株式会社トーワの生菌製剤飼料並びに添加剤は、「被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛が独自で開発して完成させたものだ」と、断定した。

この生菌製剤の飼料を与えることで、魚の臭いが無くなる。

また、海底の残餌が無くなり、糞が浮くと説明した。

被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛は、生菌製剤の研究は全くしておらず、その旨の論文も一切ない。告訴人株式会社トーワの営業秘密を持ち帰り、その資料を使って、そのデータを軸に構成された内容であった。一般的に飼料の飼育試験に糞に視点をおいた検査を行っていない。

また、後述するように、日清丸紅飼料株式会社も水産飼料の販売は、鯛の色揚げ材のみであった。

この講座の録音テープが存在する。(エンダイ産業株式会社 代表取締役 長岡賢三、同社顧問 増田悦満、近畿大学工業高等専門学校 校長 神野稔のいずれかが、録音テープを保存しているので、任意提出をさせ、押収をお願いしたい)。

被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛は、自らの

講演で、自ら開発したものだとうそをついて、「営業秘密」を横取りしたということが、告訴人株式会社トーワに明らかとなった。

- ⑦、その後、平成28年7月25日頃、佐賀県唐津市鎮西町名護屋「玄海養魚場」において、日清丸紅飼料株式会社と被告告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛が、「よこわ」（まぐろの稚魚の呼び名）を共同開発していたことが判明した。

それを知った告訴人株式会社トーワは、営業秘密を盗んで共同開発をしているのではないかと思い、養魚場で働いていた告訴人株式会社トーワと知り合いであった人に依頼し、養殖場の「よこわ」の飼料を約500グラム、飼料袋から取り出してビニール袋に入れた。

「よこわ」の飼料袋には、「シーダイヤEEP-12 ロング、まぐろ餌付け用配合飼料、シーダイヤEEP-12 ロング、製造業者 日清丸紅飼料株式会社」のシールが餌の飼料袋に貼られていた。（添付資料③として、参考添付した）

知人は、これを株式会社トーワ 技術部長 池田一彦に渡し、池田が、公益社団法人 長崎県食品衛生協会 食品環境検査センターに持ち込み、平成28年7月25日に検査を依頼した。

その目的は、株式会社トーワの添加剤が使用されているか、否か

である。

その結果、平成28年7月27日付けで、検査結果が明らかとなった。

検査項目は、細菌数（生菌数）、検査結果 56,000/g との検査成績結果であった。1グラムにつき、56,000 という、「無数の生菌」が検出されたことから、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和、被告訴人株式会社学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛並びに、日清丸紅飼料株式会社が告訴人株式会社トーワの技術「営業秘密」を盗み取って、「よこわ」の稚魚を養殖していた事実が明らかとなった。

株式会社トーワが開発した添加剤は、無数の生菌があることで知られており、他の大手メーカー等は、生菌の開発は全くされていない。多数の生菌が検査結果で明らかとなったことから、宮下盛に郵送したり、会議で手渡したりした添加剤を使って、日清丸紅飼料株式会社が、「よこわ」の稚魚に餌付けをしていることが明らかとなった。

驚くべきことである。有名教授とその取引業者、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和が、日清丸紅飼料株式会社に、告訴

人株式会社トーワの添加剤を横流しをしたことが明らかとなった。

告訴人株式会社トーワは、日清丸紅飼料株式会社が告訴人株式会社トーワの開発した添加剤を使って餌付けをしていることを知ったのは、平成28年7月27日である。

したがって、時効の起算点は、平成28年7月28日から時効が進行することになる。

すなわち、不正競争防止法第21条4号に該当することは、疑いの余地はない（平成28年7月27日付 公益社団法人 長崎県食品衛生協会長 食品環境検査センター作成の検査成績表 添付資料⑨を添付する）。

第6、「営業秘密」について、不正競争防止法第2条6項は、「この法律において、営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上、または営業上の情報であつて、公然と知られていないものを言う」と、定義している。

すなわち、「営業秘密」の要件は、

- ①、生産方法その他事業活動に有用な技術上、または営業上の情報であること（有用性）。

②、秘密として管理されていること（秘密管理性）。

③、公然と知られていないこと（非公知性）。

①、有用性、不正競争防止法は、この要件を設けた理由は、経済的な利用価値のある秘密、あるいは法的保護を行うに足りる社会的意義と、必要性がある秘密のみを保護の対象とすることを明らかにしたものだといわれている。

有用性について、本件、株式会社トーワの「営業秘密」は、生菌製剤飼料並びに添加剤は、他社にはない独自のものであって、長年、研究に研究を重ね、データの試行錯誤を繰り返しながら、データ集積をした結果である。学校法人近畿大学水産研究所にも、日清丸紅資料株式会社にも、このような「営業秘密」なるものが存在せず、世界に通用する有用性のある生菌製剤資料並びに添加剤は、株式会社トーワが世界的に権利を有しており、これが有用性があることは、疑いの余地がない。

②、秘密管理性

この要件の必要性については、自己管理が大原則であり、適切

な自己管理を行っているにもかかわらず、不正な侵害を受けた場合に、初めて救済される趣旨であると説明されている。

また、保護を受けるべき情報と、保護を受けない情報とを、載然と区別させることが必要となる。

- 株式会社トーワの「営業秘密」は、熊本県天草港で生菌製剤飼料並びに添加剤を実際に添加給餌して飼育した、生の実証試験デ

ータの記録表一覧

- 生菌製剤飼育記録
- 飼育結果表
- へい死率結果表
- 血液性状の比較表
- 養成魚の糞調査、糞成分分析結果
- 養殖ブリ糞の浮遊性
- 滓糞停滞率
- 総合細菌密度
- 肉質検査記録

株式会社トーワの顧問 平田八郎教授が直接関わられて、分析をした

データ。

● 長崎五島列島

生菌製剤飼料添加剤で飼育を行った養殖ハマチの養殖実証データ表

○ 飼育写真

○ 飼育結果表

この養殖魚を関係者で試食して貰った結果、マスコミ等で大きく報道された。

- 鹿児島県で2件ハマチ、長崎県で1件、熊本県で1件、フグは熊本県で1件、長崎県で1件の実証データ。これほどの実証データは、さすがに大手メーカーでも、持っていない。

これら、「営業秘密」の関係資料等は、株式会社トーワの社員には、秘守義務が課されており、株式会社トーワの金庫で保管され、金庫には社外秘と表示され、金庫の暗証番号、金庫の鍵は、株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子が保管している。

なお、経済産業省が作成した「営業秘密管理指針」は、経済産業省が判決例等を参照しつつ、同省が考える望ましい営業秘密の

ありかたを示したものであり、参照に値する。

③、非公知性

「公然と知られていない」とは、当該情報が刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では、一般的に入手することが出来ない状態にあることである。保有者以外の者が当該情報を知っていたとしても、人数の多少にかかわらず、当該情報を知っている者に守秘義務が課されていれば、保有者の管理下にあることから、「公然と知られていない」状態にあるといえる。

秘密管理性は、保有者側の保護要件であるのに対して、非公知性は、情報が保護に値するか否かの客観的要件である。本件、株式会社トーワは、上記のとおり、金庫内に保管されており、それも金庫の暗証番号・鍵は、株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子が保管し、株式会社トーワの社員であっても、誰でも、営業秘密を見ることは出来ない。もちろん、社外の人が勝手に営業秘密を見ることも出来ない。すなわち、株式会社トーワでは、非公知性を疑う余地はない。

④、不正競争防止法不正競争防止法 第21条4号にいう「任務に

背いた」とは、信義則にしたがって判断すべきである。本件について

は、守秘義務契約が存在しない。だが刑法でいう背任罪の任務に背いてとは、そういう契約だけでなく、信義則等を勘案して決定すべきものとされる。

本件では、告訴人 株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子が、被告告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和から依頼され、被告告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛宛に、「営業秘密」を郵送したり、あるいは会議において、直接、「営業秘密」を手渡したりして、各自、営業秘密を持ち帰って、日清丸紅飼料株式会社が佐賀県の養魚場で、告訴人株式会社トーワ が研究・開発・製造・販売した生菌製剤飼料並びに添加剤を、被告告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛が、自らの研究・開発・製造・販売したとして大うそをついたのが実情である。信義則にしたがって、告訴人株式会社トーワに無断で、被告告訴人兩名が日清丸紅飼料株式会社の稚魚の養殖にあてることは、到底、許されるものではない。いわゆる信義則違反である。

第7、平成28年7月28日付、告訴人株式会社トーワ 代表取締

役 森永ノリ子が、関西では有名な詐欺的行為をする人物である萩原

一夫に騙されて、近畿大学 本部宛に、著作権を侵害されたとのクレームを、受任者 萩原一夫の名前で、内容証明で郵送した。

平成28年9月5日付で、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 事務長 池田勝から、告訴人株式会社トーワ 代表取締役 森永ノリ子宛に、「著作権侵害だということは、推し測り難く存じます。」との、回答が寄せられた。

本件は、不正競争防止法による「営業秘密」を、告訴人株式会社 トーワ 代表取締役 森永ノリ子が、学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛に、郵送したり手渡したものであって、上記のように不正競争防止法の犯罪に該当する。

ただ、萩原一夫が上記のような書面を近畿大学 本部宛に、内容証明で郵送したので、被告訴人らは、それが告訴人株式会社 トーワからの「営業秘密」を盗んだことをバレたということが、察知されたのではないかと思われる。

したがって、本件については、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役 西谷泰和への搜索差押の先行をお願いしたい。

被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛の自宅にも、「営業秘密」を郵送している。「営業秘密」の資料、サンプル等の、まず搜索差押をされ、裏付けをお願いしたい。

日清丸紅飼料株式会社は、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛が、上記の講演で、真実は、告訴人株式会社トーワの「営業秘密」であるのに、自らが開発したと、約 300 名の聴衆を前に、ウソをついているので、日清丸紅資料に対しても、自ら開発したとウソをついているかもしれない。そうすれば、日清丸紅資料株式会社は、善意の第三者になるであろう。

ただ、日清丸紅飼料株式会社からは、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛、被告訴人株式会社庚辰 代表取締役西谷泰和らには、多額の報酬が支払われていると思われる。

日清丸紅飼料株式会社の会計帳簿、報酬を受領した側の、被告訴人学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛の個人口座あるいは法人口座、あるいは被告訴人 株式会社庚辰の法人口座あるいは個人口座等の、金の流れの裏付け捜査をお願いしたい。

不正競争防止法には、没収規定がある（第 21 条 3 の 10 の 1）。すなわち、第 1 項、第 3 項、第 4 項の犯罪行為により生じ、もし

くは当該犯罪行為によ

り得た財産、または当該犯罪行為の報酬として得た財産については、没収することが出来るので、この観点からの捜索差押をお願いしたい。

第8、添付ファイル

- ①、生菌製剤資料ならびに添加剤の研究開発製造販売の年度別資料
- ②、向井良夫准教授とのやりとりを記載した書面
- ③、日清丸紅飼料株式会社の飼料袋に貼られていたシール
- ④、株式会社トーワの履歴事項全部証明書
- ⑤、株式会社庚辰の履歴事項全部証明書
- ⑥、学校法人近畿大学水産研究所の履歴事項全部証明書
- ⑦、平成24年3月13日、学校法人近畿大学水産研究所 所長 宮下盛宛に郵送した株式会社トーワの「営業秘密」資料とならびにサンプル
- ⑧、平成24年3月21日に開催された会議で、出席者全員に手渡した「営業秘密」資料並びに添加剤のサンプル
- ⑨、平成28年7月27日、公益社団法人 長崎県食品衛生協会長 食

品環境検査センター作成の検査成績書

⑩、平成29年5月15日、森永ノリ子および池田一彦の上申書

第9、被告訴人両名の犯行は、極めて悪質である。田舎企業を手玉にと
って、営業秘密を盗んで、日清丸紅飼料株式会社において、株式会社
トーワの添加剤サンプルを利用して、製品化するなどして、株式会社
トーワに多額の損害を与え、自らも多額の報酬を得た事案であるので、
まず先行、捜索差押をしていただき、物読みされ、被告訴人両名を逮
捕・勾留して、取り調べないと、事案の真相を解明しがたいと思われ
る。

おって、本件、告訴状は、文部科学省大臣松野 博一、近畿大
学学長塩崎 均、東京テレビ「ガイアの夜明け」制作ディレクター、朝
日新聞大阪本社 社会部長宛に時期をみて、参考送付したい。